

(現行) 単年度案件

種類	契約区分			支払条件基準					
	細分類	契約者	対象代金						
機材 調達	普通機材	業者	機材代金	-	-	-	-	①船積・引渡時(*6) 100%	-
		コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 30%	-
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	①業者契約認証時 40%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 60%	-
	普通機材 (据付有)	業者	機材代金	-	-	-	-	①船積・引渡時(*6) 100%	-
			据付代金	-	-	-	-	-	①据付完了時 100%
		コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 20%	④据付完了時 10%
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金	-	①業者契約認証時 40%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 30%	③据付完了時 30%
	特殊機材	業者	機材代金	-	①業者契約認証時 30%	-	-	②船積・引渡時(*6) 70%	-
		コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 30%	-
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	①業者契約認証時 40%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 60%	-
	特殊機材 (据付有)	業者	機材代金	-	①業者契約認証時 30%	-	-	②船積・引渡時(*6) 70%	-
			据付代金	-	-	-	-	-	①据付完了時 100%
	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 20%	④据付完了時 10%	
(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	①業者契約認証時 40%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 30%	③据付完了時 30%	

* 5 : 瑕疵検査、もしくは保証期間満了前検査を行う場合は、コンサルタントの施工監理業務もしくは調達監理業務と別に、検査報告提出後に検査分100%の支払いを行う

* 6 : 現地調達は現地引渡時に支払いを行う。

(現行) 国債案件

種類	細分類	契約区分		支払条件基準									
		契約者	対象代金	年度									
機材 調達	普通機材	業者	支払限度額 (機材代金)	初年度	-	-	-	①船積・引渡時(*6)	100%	-	-		
				第2年度以降	-	-	-	-	-	①船積・引渡時(*6)	100%	-	
		コンサルタント	契約代金	初年度	①コンサルタント 契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	-	-	-	-	
				第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 30%	-	-	
		(A国債(前年度に詳細設計を実施)の場合)	コンサルタント	契約代金	初年度	-	①業者契約認証時 40%	-	-	-	-	-	-
					第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 60%	-	-
	普通機材(据付有)	業者	機材代金	初年度	-	-	-	①船積・引渡時(*6)	100%	-	-		
				第2年度以降	-	-	-	-	-	①船積・引渡時(*6)	100%	-	
			据付代金	第2年度以降	-	-	-	-	-	-	①据付完了時 100%	-	
		(A国債(前年度に詳細設計を実施)の場合)	コンサルタント	契約代金	初年度	①コンサルタント 契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	-	-	-	
					第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 30%	②据付完了時 10%	-
				第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 30%	②据付完了時 30%	-	
特殊機材	業者	契約代金	初年度	-	①業者契約認証時 (*4) 30%	-	②船積・引渡時 (*4)(*6) 70%	-	-	-			
			第2年度以降	-	-	-	-	-	①船積・引渡時 (*4)(*6) 70%	-	-		
		コンサルタント	契約代金	初年度	①コンサルタント 契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	-	-	-		
	(A国債(前年度に詳細設計を実施)の場合)	コンサルタント	契約代金	初年度	-	①業者契約認証時 40%	-	-	-	-	-		
				第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 30%	-	-	
			第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 60%	-	-		
特殊機材(据付有)	業者	機材代金	初年度	-	①業者契約認証時 (*4) 30%	-	②船積・引渡時 (*4)(*6) 70%	-	-	-			
			第2年度以降	-	-	-	-	-	①船積・引渡時 (*4)(*6) 70%	-	-		
		据付代金	第2年度以降	-	-	-	-	-	-	①据付完了時 100%	-		
	(A国債(前年度に詳細設計を実施)の場合)	コンサルタント	契約代金	初年度	①コンサルタント 契約認証時 40%	②業者契約認証時 30%	-	-	-	-	-		
				第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 20%	②据付完了時 10%	-	
			第2年度以降(瑕疵検査等を除く)	-	-	-	-	-	①最終船積・最終引渡完了時 30%	②据付完了時 30%	-		

- * 4 : 国債初年度に分割船積み／引渡しが可能な場合、国債初年度の出来高に見合う部分の支払を、国債初年度に設定することができる。
ただし、その他の支払条件等については前掲「無償資金協力に係る契約上の支払条件の基準」注意事項3. のとおり当該出来高に達した際に完了する具体的な工事名(又は機材名)を契約書の支払条件に明記する。また、船舶の建造の分割起工、進水が可能な場合、同前払いを国債初年度に設定できる。
- * 5 : 瑕疵検査、もしくは保証期間満了前検査を行う場合は、コンサルタントの施工監理業務もしくは調達監理業務と別に、検査報告提出後に検査分100%の支払いを行う
- * 6 : 現地調達は現地引渡時に支払いを行う。

(改定版：2022年12月以降に協力準備調査の実施が決定された案件 (*8)) 単年度案件及び国債案件

契約区分				支払条件基準 (*5)					
種類	細分類	契約者	対象代金						
機材 調達	普通機材	業者	機材代金	-	-	-	-	①船積・引渡時(*6) 100%	-
		コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 50%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 20%	-
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	①業者契約認証時 50%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 50%	-
	普通機材 (据付有)	業者	機材代金	-	-	-	-	①船積・引渡時(*6) 100%	-
			据付代金(*7)	-	①業者契約認証時 50%	-	-	-	①据付完了時 50%
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 50%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 10%	④据付完了時 10%
	特殊機材	業者	機材代金	-	①業者契約認証時 40%	-	-	②船積・引渡時(*6) 60%	-
		コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 50%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 20%	-
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	①業者契約認証時 50%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 50%	-
	特殊機材 (据付有)	業者	機材代金	-	①業者契約認証時 40%	-	-	②船積・引渡時(*6) 60%	-
			据付代金(*7)	-	①業者契約認証時 50%	-	-	-	②据付完了時 50%
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	①コンサルタント契約認証時 50%	②業者契約認証時 30%	-	-	③最終船積・最終引渡完了時 10%	④据付完了時 10%
	(前年度に詳細設計を実施しているもの)	コンサルタント	契約代金(瑕疵検査等を除く)	-	①業者契約認証時 50%	-	-	②最終船積・最終引渡完了時 30%	③据付完了時 20%

* 5 : 瑕疵検査、もしくは保証期間満了前検査を行う場合は、コンサルタントの施工監理業務もしくは調達監理業務と別に、検査報告提出後に検査分100%の支払いを行う。

* 6 : 現地調達は現地引渡時に支払いを行う。* 7 : 施設建設における業者の支払条件基準又は50%を上限とする前払いの設定を可とする。

* 8 : 2022年12月以降に協力準備調査の実施が決定された案件以外の案件への適用については、実施段階において実施監理課に確認のこと